

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省 農産局 園芸作物課）

| | | | | | | | | | | | |
|-------------------|---|--|-----------|---|-----|------------|----|------|----------|----|------|
| 項目名 | 2027年国際園芸博覧会の円滑な開催に向けた所要の措置 | | | | | | | | | | |
| 税目 | 所得税、法人税 | | | | | | | | | | |
| 要望の内容 | 国際園芸博に係る活動に関して課税されないようにするなど、公式の参加者等による円滑な準備・開催のために国税に関して必要な措置を講じる。 | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">平年度の減収見込額</td> <td style="text-align: right;">－</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: right;">（－</td> <td style="text-align: right;">百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td style="text-align: right;">（－</td> <td style="text-align: right;">百万円）</td> </tr> </table> | 平年度の減収見込額 | － | 百万円 | （制度自体の減収額） | （－ | 百万円） | （改正増減収額） | （－ | 百万円） |
| 平年度の減収見込額 | － | 百万円 | | | | | | | | | |
| （制度自体の減収額） | （－ | 百万円） | | | | | | | | | |
| （改正増減収額） | （－ | 百万円） | | | | | | | | | |
| 新設・拡充又は延長を必要とする理由 | <p>(1) 政策目的</p> <p>国際園芸博の開催にあたっては、国際博覧会条約及び関連規則において、参加国及び参加者に便宜を図ることが求められている。</p> <p>公式の参加者等のコストに大きな影響を与える税制面について措置を講じることで、国際園芸博の円滑な準備及び開催を実現できるように体制を整える。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>国際園芸博の開催は、GX、グリーンインフラ、みどりの食料システム戦略等の我が国の取組を具体的に提示し、気候変動対策、生物多様性の保全といった国際社会の共通課題解決の取組を先導するために重要なプロジェクトである。</p> <p>国際園芸博の開催に際しては、博覧会準備期間及び会期中において国際園芸博への出展を行う多くの外国の法人及び個人の来日が予想される。</p> <p>博覧会国際事務局（以下「BIE」という。）からの要請に基づき、国際園芸博の円滑な準備及び開催を支援するため、公式の参加者等について、国際園芸博に係る活動に関して課税されないようにするなどの措置を講じる必要がある。</p> | | | | | | | | | | |

| | | | |
|----------------------|-----|------------------------|---|
| 今回の要望（租税特別措置）に関連する事項 | 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 1 食料の安定供給の確保 2 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 1-② グローバルマーケットの戦略的な開拓 2-⑨ 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化</p> |
| | | 政策の達成目標 | 公式の参加者等の参加コストに大きな影響を与える税制面について措置を講じることで、国際園芸博の円滑な準備及び開催を実現させる。 |
| | | 租税特別措置の適用又は延長期間 | 令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年間） |
| | | 同上の期間中の達成目標 | — |
| | | 政策目標の達成状況 | — |
| | 有効性 | 要望の措置の適用見込み | — |
| | | 要望の措置の効果見込み(手段としての有効性) | 公式の参加者等の参加コストに大きな影響を与える税制面について措置を講じることで、公式の参加者等の公平性を担保し、国際園芸博の円滑な準備及び開催を実現することが可能となることが見込まれる。 |
| | 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の措置 | 地方税においても2027年国際園芸博覧会の円滑な開催に向けた所要の措置（法人住民税、個人住民税、事業税、事業所税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税、国有資産等所在市町村交付金、自動車税、軽自動車税）を要望。 |
| | | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | — |

| | | | |
|----------------------------|--|-----------------------------|---|
| | | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | — |
| | | 要望の措置の妥当性 | BIE の要請に基づき、過去に開催された国際博覧会を参考にしつつ、国際園芸博の円滑な準備及び開催を実施するため、公式の参加者等に対して所要の措置を講じることが適当である。 |
| これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項 | | 租税特別措置の適用実績 | — |
| | | 租特透明化法に基づく適用実態調査結果 | — |
| | | 租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性) | — |
| | | 前回要望時の達成目標 | — |
| | | 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | — |
| | | これまでの要望経緯 | — |